

蒲郡市生ごみ処理機等設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ごみの減量化対策の一環として、市内各家庭より出る生ごみを自ら処理することを推進するため、生ごみの堆肥化容器、密封発酵容器又は生ごみ処理機購入者に対し、市の予算の範囲内で交付する蒲郡市生ごみ処理機等設置費補助金（以下「補助金」という。）について、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 蒲郡市民が業者から次に掲げるものを自ら使用する目的で購入し、設置した場合に補助の対象とする。ただし、中古品又は転売品を除く。

- (1) 堆肥化容器 上部に蓋があり、底部がなく、生ごみの水分が地中に浸透し、悪臭害虫等を外部に洩らさない構造で、容量が100リットル以上のもの
- (2) 密封発酵容器 上部に蓋があり、蓋部分が密封式になっており、密封時には容器内に空気が混入しない構造で、容量が9リットル以上のもの
- (3) 生ごみ処理機 電動式又は手動式で、熱風若しくは木くず等により生ごみを減量消滅又は堆肥化させる構造のもの

2 補助対象数は、毎年度、堆肥化容器及び密封発酵容器にあつては1世帯2基、生ごみ処理機にあつては1世帯1基を限度とする。

(適用除外)

第3条 前条の規定にかかわらず、市税滞納者については補助の対象外とする。

(補助額)

第4条 補助金の額は、堆肥化容器、密封発酵容器又は生ごみ処理機1基につき購入金額の100分の45以内とし、堆肥化容器については3,000円、密封発酵容器については1,000円、生ごみ処理機については、15,000円を限度とする。ただし、100円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 規則第4条の規定による交付の申請は、蒲郡市生ごみ処理機等設置費補助金交付申請書（第1号様式）によるものとする。

(交付決定通知)

第6条 規則第7条の規定による交付決定の通知は、蒲郡市生ごみ処理機等設置費補助金交付決定通知書（第2号様式）によるものとする。

（実績報告）

第7条 規則第13条の規定による実績の報告は、蒲郡市生ごみ処理機等設置費補助金実績報告書（第3号様式）によるものとし、市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

2 前項の報告書は、堆肥化容器、密封発酵容器又は生ごみ処理機を購入した日から起算して30日を経過した日までに提出しなければならない。

（確定通知）

第8条 規則第14条の規定による確定の通知は、蒲郡市生ごみ処理機等設置費補助金確定通知書（第4号様式）によるものとする。

（補助金の交付）

第9条 補助金の交付は、補助金の額が確定した後に行うものとする。

（証拠書類の保存）

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、補助金に係る証拠書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成11年5月1日から施行する。

2 蒲郡市ごみ減量化に伴う生ごみ堆肥化容器幹旋制度要綱（平成9年4月1日施行）は平成11年3月31日限り廃止する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。